

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1)業務名

令和8年度ハイヤー借上げ料金単価契約

(2)仕様

別添「令和8年度ハイヤー借上げ料金単価契約」のとおり

(3)履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(4)履行場所

都内一円(主に都内23区)及び東京都近隣県

(5)入札の場所及び期日等

〔場所〕東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館4階404会議室

〔期日〕令和8年4月14日(火) 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に2の(1)の部局へ確認すること。

(6)質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。(FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。)なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎県東京事務所 FAX:03-5215-5131

〔提出期限〕令和8年4月6日(月)17時

※回答については令和8年4月8日(水)17時までに長崎県ホームページにて行います。

(7)入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、次の区分ごとに見積もった契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、当該消費税相当額は、当該代金請求のときに加算すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てることとする。)

ア 大型車 初乗運賃(運行時間の最初の1時間又は運行距離の最初の15kmまでの運賃)

イ 大型車 加算運賃(最初の1時間を超過した運行時間の30分又は最初の15kmを超過した運行距離の7.5kmあたりの運賃)

ウ 特定大型車 初乗運賃(運行時間の最初の1時間又は運行距離の最初の15kmまでの運賃)

エ 特定大型車 加算運賃(最初の1時間を超過した運行時間の30分又は最初の15kmを超過した運行距離の7.5kmあたりの運賃)

ウ 入札金額(首標数字)は訂正することができないこと。

エ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。

オ 代理人が入札する場合には、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

・入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、業務名を記入し提出すること。

・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。

・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。

・入札書のあて名は「長崎県東京事務所長 長野 敦志」とすること。

・入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。

(8)入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア)見積もった契約希望金額(見積もった契約希望単価に年間予定数量を乗じて得た額)の100分の5以上の金額を令和8年4月13日(月)の15時までに納付すること。

(この場合、入札保証金納付申出書を令和8年4月9日(木)17時までに提出するとともに

に、納付後は、入札保証金納入届出書を令和8年4月13日(月)17時までに提出すること。)ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ・保険会社との間に長崎県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額(見積もった契約希望単価に年間予定数量を乗じて得た額)の100分の5以上)を締結し、その証書を入札保証金免除申請書とともに令和8年4月9日(木)17時までに提出したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件以上)を入札保証金免除申請書とともに令和8年4月9日(木)17時までに提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

(イ)入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

【注意事項】

- ・入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・入札保証保険期間の終期は、契約締結が見込まれる日までとすること。
- ・現金、有価証券等を持参する場合は、令和8年4月9日(木)までに2の(1)の部局へ連絡すること。
- ・契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

イ 契約保証金

(ア)契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ)契約金額(契約単価に年間予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(契約単価に年間予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上)を締結したとき。
- ・開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を確認できるもの(2件以上)を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000万円以上
- b 3,000万円未満1,000万円以上
- c 1,000万円未満

(ウ)契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9)入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(10)入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからキにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

カ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

キ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

- ク 所定の額の入札保証金を納入しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- コ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。また、入札者(代理人を含む)の押印が省略されている場合は、開札時に本人確認(確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・顔写真付きの社員証等)による。)ができないとき。
- サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ス 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(11)落札者の決定方法

- ア すべての入札金額(単価)がそれぞれの予定価格(単価)の範囲内での入札をした者のうち、入札書記載の入札総価額(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- オ 入札回数は、3回を限度とする。

【注意事項】

- ・開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再入札(2回目)、再々入札(3回目)を行う予定です。

(12)契約書の作成等

- ア 落札通知を受けた日から5日(県の休日除く)以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- イ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(13)競争入札の参加資格

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として長崎県知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 令和8年3月30日付けで告示した、令和8年度ハイヤー借上げ料金単価契約の競争入札の参加資格等に示した参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- エ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- オ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下同じ。)第4条第2項の規定に基づく「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を有しているものであること。
- キ 道路運送法第9条の3の規定に基づく運賃及び料金の認可を受けている者であること。
- ク 令和5年4月1日から申請書提出期限までに、9カ月以上の期間に渡る官公庁との類似業務の契約実績のある者であること。

2 その他

(1)当該契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館 14 階

〔名 称〕長崎県東京事務所

〔電 話〕03-5212-9025

(2)入札資格審査を得るための申請方法等

ア 申請の時期は、この入札に関する告示の日から令和8年4月6日(月)17時までの間
(県の休日を除く)

イ 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

〔住 所〕〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館 14 階

〔名 称〕長崎県東京事務所

〔電 話〕03-5212-9025